二　小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事（施工後に新たに別表２に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に長期使用構造等基準第３の１⑵②に掲げる基準に適合している鉄骨造の住宅について行うものを除く。）

三　外壁を通気構造等とする工事（施工後に新たに別表３に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に別表６に規定する外壁の軸組等の部分が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第５の３の３－１⑶イ①ａ(ii)又は(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。）

四　浴室又は脱衣室の防水性を高める工事（施工後に新たに別表４に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に別表４に規定する浴室及び脱衣室の壁の軸組等及び床組並びに浴室の天井が評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ａ(i)から(iii)までに掲げる基準のいずれかに適合している住宅について行うものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　浴室を日本工業規格Ａ4416に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事

ロ　脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

ハ　脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

五　土台の防腐又は防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　土台に防腐処理又は防蟻処理をする工事（施工後に新たに別表５－１に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に別表５－１に規定する土台が評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ｂ(ii)又は(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。）

ロ　土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事（施工後に新たに別表５－２に掲げる基準に適合することとなるものに限る。）

六　外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事（施工後に新たに別表６に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に別表６に規定する外壁の軸組等の部分が評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ａ(i)(ロ)から(ニ)までのいずれか又は評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ａ(ii)若しくは(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。）

七　床下の防湿性を高める工事（施工後に新たに別表７に掲げる基準のいずれかに適合することとなるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　床下をコンクリートで覆う工事（第10号ロに掲げる工事に該当するものを除く。）

ロ　床下を厚さ0.1㎜以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事

八　床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事（施工後に新たに別表８に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に長期使用構造等基準第３の１⑵②に掲げる基準に適合している鉄骨造の住宅について行うものを除く。）

九　高さが400㎜以上の基礎が有する機能（土台又は外壁下端への軒先から流下する水のはね返りを防止するものに限る。）を代替する雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合であって、かつ、施工後に新たに別表９に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが400㎜以上である住宅について行うものを除く。）

十　地盤の防蟻のために行う工事（施工後に新たに別表10に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県若しくは福井県の区域内に存する住宅又は施工前に地盤が評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ｄ(i)若しくは(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　防蟻に有効な土壌処理をする工事

ロ　地盤をコンクリートで覆う工事（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合に限る。）

十一　給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事（施工後に新たに別表11第１号から第５号までに掲げる基準に適合することとなるものに限る。）

ロ　排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事（施工後に新たに別表11第１号から第11号までに掲げる基準に適合することとなるものに限る。）

ハ　給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事（給水管、給湯管若しくは排水管の主要接合部等又は排水管の掃除口が仕上材等により隠蔽されている場合であって、かつ、施工後に新たに別表11第12号に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、第２号又は第８号に掲げる工事に該当するものを除く。）

別表１（第２項第１号関係）

一　小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に２以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が300分の１以上であること

二　軒裏に換気上有効な位置に２以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が250分の１以上であること

三　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに換気上有効な位置に排気口が給気口と垂直距離で90㎝以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ900分の１以上であること

四　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の１以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の１以上であること

五　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものの換気上有効な位置に２以上の換気口が設けられ、かつ、小屋組部材が湿潤状態にないこと（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合に限る。）

別表２（第２項第２号関係）

区分された小屋裏空間（人通孔等により接続されている場合は、接続されている小屋裏空間を１の小屋裏空間とみなす。）ごとに点検口が設けられていること。

別表３（第２項第３号関係）

外壁のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が通気構造等となっていること。

別表４（第２項第４号関係）

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除くものとし、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の各号のいずれかに適合していること。

一　防水上有効な仕上げが施されていること

二　日本工業規格Ａ4416に規定する浴室ユニットであること又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられていること